

8 世田泉高第 646 号

令和 8 年 7 月 1 0 日

保護者の皆様

東京都立世田谷泉高等学校長

林 達也

(公 印 省 略)

令和 8 年度「奨学のための給付金」(通常給付) 申請手続について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

奨学のための給付金について、下記のとおり手続をお願いいたします。申請を希望する方は「オンライン申請」と「書類提出」の両方が必要です。また、申請を希望しない方も「不申請意向等確認書」の提出が必要です。詳細は、別紙リーフレットを御確認ください。

記

1 申請・書類提出期限 令和 8 年 9 月 15 日 (火)

2 奨学のための給付金を申請する場合 (以下 (1)・(2) の両方が必要です)

(1) オンライン申請受付システムで申請

【オンライン申請受付システム】<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>

オンライン申請システム



(2) 必要書類を経営企画室へ提出

本校経営企画室で申請関係書類を受け取るか、本校ホームページからダウンロードの上、必要書類を揃えて経営企画室に提出してください。(メニュー→学校生活→経営企画室から)

3 奨学のための給付金を申請しない場合

「不申請意向等確認書」を LoGo フォームにより提出してください。なお、申請を希望しない方についても提出が必要です。

【不申請意向等確認書提出 LoGo フォーム】<https://logoform.jp/form/tmgform/1689226>



裏面につづく

4 その他

(1)「新入生への一部早期給付」(7月7日期限)を申請した方も、改めて申請が必要です。

(2) 奨学のための給付金は、令和7年中の所得状況に基づき審査を行う制度です。

対象となる世帯の年収の目安は約490万円未満(※)です(令和8年度から対象世帯の範囲が拡大しました)。

※ 令和8年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が、182,500円未満の世帯です。

※ 記載年収は目安です。実際には扶養親族の人数の状況等により、年収490万円以上でも対象となる場合があります。

※ 生活保護受給世帯も対象となります。

※ 申請いただいても、審査の結果、支給対象外となる場合があります。

(3) 家計急変世帯は随時申請を受け付けています(令和9年1月29日(金)まで)。

申請に必要な書類等の詳細は、経営企画室までお問い合わせください。

(4) 以下、お問い合わせの多い制度との違いを参考として掲載しています。

制度	就学支援金	給付型奨学金	奨学のための給付金
対象経費	授業料	教育活動に必要な経費	授業料以外の教育費の一部
対象世帯	国籍・在留資格等の要件を満たす世帯	生活保護受給世帯及び所得要件を満たす世帯(世帯年収の目安:約490万円未満)	生活保護受給世帯及び所得要件を満たす世帯(世帯年収の目安:約490万円未満)

○ 就学支援金 (⇒ 新入生・在校生ともに5月に募集済み)

定時制課程においては最大48か月にわたり、授業料が無料になる制度です。国が授業料を学校に支払いますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。(既に高校を卒業したことがある方及び48か月を超えて在学している方については、原則として授業料を徴収します)。

○ 給付型奨学金 (⇒ 新入生・在校生ともに4～5月に募集済み。随時申請を受付中)

認定額の範囲内で、学校が指定する多様な教育活動に係る費用を東京都が保護者に代わり支払う制度です。返済の必要はありません。

○ 奨学のための給付金 (⇒ 一部早期給付申請は、新入生のみ申請可)

授業料以外の教育費(学用品費や教科外活動費等)の負担を軽減するため、返済不要の給付金(定額)が保護者の口座に振り込まれる制度です。

《担当》経営企画室 石田

TEL: 03-3300-6131